

市政功労者 一般表彰対象者をご推薦ください

一般表彰とは稲城市表彰条例によって定められた表彰制度です。

【目的】

市政の振興、公益の増進、文化の向上等に、特に功労があったもの又は徳行が顕著で市民の模範となるものを表彰する。

【基準】

○一般表彰

市民の安全、福祉の向上、教育の振興、体育・文化の向上、産業の発展、科学の発達等に業績が顕著なもの
金品の寄贈、奇特定の行為

【表彰時期】

審査会への諮問を経た後、毎年 11 月 1 日

市では、毎年 11 月 1 日の市制施行記念日に市政に功労のあった方（自治功労・一般表彰）を表彰しています。皆様のご近所やお知り合いで一般表彰に該当すると思われる方がいましたらご推薦ください。

◆対象 市民や市の関係する個人や団体で、次のいずれかの基準を満たす方

- ① 市民の安全、福祉の向上等に尽力された方、またはそれに関する公務を助け、その業績が顕著な方
- ② 教育の振興や芸術文化活動、スポーツ活動の向上に関して、その業績が顕著な方
- ③ 産業・科学の発展に関してその業績が顕著な方
- ④ 長年にわたり奉仕活動を行う等、市民の模範となるような活動や行為をされている方

なお、活動団体の長に 10 年以上従事していること等の基準がありますので、詳細は担当までお問い合わせください。

◆推薦期限 7 月 29 日（金）

○推薦・問い合わせ 稲城市役所総務契約課総務係
電話 0 4 2 - 3 7 8 - 2 1 1 1（内線 5 1 2）